

# 令和3年度履行状況調査の調査結果

令和3年11月25日  
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

## 1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定める履行状況調査は、機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施するものであり、調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行があると判断された機関に対しては、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置が講じられることとなるものである。

## 2. 調査対象・内容等

### [調査対象]

- 体制整備等自己評価チェックリストに基づき、抽出した優先度の高い機関（43機関）
- 平成26年4月以降に競争的資金の不正事案が発生した機関（6機関）

合計49機関（別紙1）

### [調査内容]

- 機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について、以下の調査の観点に基づき確認した。

### [調査の観点]（例）※調査の観点は、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応

- ① 最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表しているか。
- ② 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しているか。
- ③ 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しているか。
- ④ 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか。
- ⑤ 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として、事務部門が実施しているか。
- ⑥ 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制としているか。
- ⑦ 競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表しているか。
- ⑧ 内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか。
- ⑨ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携は図られているか。

### [調査体制・方法]

- 「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において、各機関が提出する調査報告書及び過去3年間の内部監査結果等に基づき、「書面調査」を実施した。

- 調査の過程において、ガイドラインに基づく体制整備・運用に係る具体的な取組事例の提示などの助言を行い、各機関における取組の改善を促した。

### 3. 調査経過

令和3年 3月22日	有識者会議 履行状況調査の実施方針の審議・決定
3月26日	調査対象機関に対して通知文書を発出
5月21日	調査対象機関が調査報告書等を提出
5月21日～	書面調査
令和3年11月25日	有識者会議 履行状況調査結果の審議・決定

### 4. 調査結果の総合所見

- 全ての機関(49機関)において、ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、所要の対策が着実に履行されている。
- 本調査においては、①ルールの周知やコンプライアンス教育の実施及び受講管理に基づく未受講者への対応、②換金性の高い物品の管理体制の整備、③研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認体制の整備など、多くの機関で機関の規模や特性に応じ実効性のある取組が見られた。
- また、ガイドラインの要請事項のうち、①機関内の責任体系の明確化、②不正に係る調査の体制・手続等の規程整備、③業者に対する処分方針の整備、④発注・検収業務に関する体制整備、⑤実効性のある内部監査の実施などについて、一部履行に向けた取組が必ずしも十分でない機関があったが、改善を促した結果、改善に向けた取組が確認できた。
- 今後も、引き続き、全ての機関において、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。
- 個別の調査結果については、別紙2のとおり。

### 5. 今後の取組

- 今回の対象機関(49機関)においては、今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制の一層の整備に向けた取組状況も含め、ホームページ等を通じ、積極的な情報発信に努めていただきたい。また、他の研究機関においては、本調査結果として抽出した「指導・改善事項」等を参考として、今後の公的研究費の管理・監査体制の更なる整備・充実にに向けた取組を期待したい。
- 調査の結果は、当該機関に通知するとともに、本調査対象外の研究機関にて、今後の公的研究費の管理・監査体制の更なる整備・充実にに向けた取組の参考にするため、文部科学省ホームページで本調査における「指導・改善事項」等を公表する。

- 今後、令和3年度体制整備等自己評価チェックリストの令和3年12月末のデータに基づき分析し、令和4年度履行状況調査の対象機関の選定を行うこととし、次回の有識者会議（令和4年3月開催予定）で審議・決定を行う。